神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱

平成２７年３月１９日

要綱第４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、神埼市内への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神埼市内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、神埼市補助金交付規則（平成18年神埼市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　定住　神埼市の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら神埼市内に置き、自ら所有する住宅に神埼市の市民として10年以上居住することをいう。

(2)　定住促進地域　脊振町及び千代田町東部地区の全域をいう。

(3)　住宅　神埼市内において専ら人の居住の用に供し、居住部分の床面積が50㎡以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が２分の１以上、かつ居住部分の床面積が50㎡以上であることとする。

(4)　新築住宅　前号に規定する住宅のうち、新たに建築した住宅をいう。

(5)　建替住宅　第３号に規定する住宅のうち、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいう。

(6)　建売住宅　第３号に規定する住宅のうち、販売を目的として新たに建築された住宅をいう。

(7)　中古住宅　第３号に規定する住宅のうち、住居として使用されていた住宅をいう。

(8)　住宅取得　第４号、第５号、第６号又は第７号に規定する住宅を取得することをいう。

(9)　新規移住者　補助金の交付申請時において、引き続き１年以上市外に居住していた者で、市外から神埼市に移住する者をいう。

(10)　市内在住者　前号に該当しない者をいう。

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神埼市内に定住することを目的として、住宅取得を行う者で取得に係る経費が200万円以上（用地取得費及び入居前に行う改修工事費を除く。）のものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1)　この要綱の施行日以前に締結した工事請負契約、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築又は建替する者、若しくはこの要綱の施行日以前に締結した売買契約により建売住宅又は中古住宅を購入する者

(2)　住宅の建設に関し、移転補償を受ける者

(3)　市税等の滞納者又は暴力団員

(4)　３親等以内の親族から住宅を取得した者

(5)　この要綱の規定による補助金の交付を受けている者

　(6)　その他市長が適当ではないと認めた者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 種類 | 名　　　　称 | | 補助金額 |
| 新規移住者 | 定額 | 住宅取得補助金 | | ２０万円 |
| 加算 | 新規移住者補助金 | | １０万円 |
| 定住促進地域移住補助金 | | ３０万円 |
| 市内業者施工補助金 | | ５万円 |
| 子育て者補助金  （子ども１人あたり） | 乳幼児 | １０万円 |
| 小・中学生 | ５万円 |
| 高校生 | ３万円 |
| 市内在住者 | 定額 | 住宅取得補助金 | | ２０万円 |
| 加算 | 定住促進地域移住補助金 | | ３０万円 |
| 市内業者施工補助金 | | ５万円 |
| 子育て者補助金  （子ども１人あたり） | 乳幼児 | １０万円 |
| 小・中学生 | ５万円 |
| 高校生 | ３万円 |

２　前項の市内業者施工補助金は、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者（以下「市内業者」という。）に50万円以上の元請若しくは一部下請又は工事の一部を施工することが確認できる場合のみ適用するものとする。

３　公共下水道整備計画区域で都市計画法第63条第１項の事業拡大区域（以下、「公共下水道認可区域」という。）において、市長が補助対象者の入居予定日までに公共下水道への繋ぎこみが見込めないと判断した区域で、補助対象者が自らの負担で浄化槽を設置する場合は、第１項の補助金の額に、次の表に定める額を限度として加算する。

　　ただし、設置した浄化槽は、補助対象者自らが管理を行い、公共下水道への繋ぎこみ後の撤去又は処分に係る費用については、補助対象者の負担とする。

なお、補助対象者は、公共下水道の供用開始告示後、速やかに公共下水道への繋ぎこみを行う義務を負うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 浄化槽人槽区分 | 限度額 |
| ５人槽 | ３３２千円 |
| ６～７人槽 | ４１４千円 |
| ８人槽以上 | ５４８千円 |

（補助金の交付申請）

第５条　この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅取得に伴う登記の日又は住民票を異動した日から１年以内に定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　市税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（様式第２号）

(2)　新規移住者にあっては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税（料）等の納税、納入が確認できる書類

(3)　付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図（ただし、中古住宅を購入する場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。この場合においては、課税状況等確認同意書（様式第２号の２）を添付する。）

(4)　定住誓約書（様式第３号）

(5)　工事請負契約書の写し（住宅を新築若しくは建替又は建売住宅を購入する場合）

(6)　売買契約書の写し（中古住宅を購入する場合）

(7)　建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（住宅を新築若しくは建替又は建売住宅を購入する場合）

(8)　代表申請者選任届（共有住宅の場合：様式第４号）

(9)　その他市長が必要と認める書類

２　前条第３項の規定により補助金の加算を申請する場合は、前項の書類に併せて、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　浄化槽設置届出書の写し

(2)　登録浄化槽管理表（Ｃ表）、浄化槽登録証の写し及び登録認定シート

(3)　小型合併処理浄化槽機能保証登録証

(4)　設置場所の案内図、浄化槽設置配置図、住宅の平面図

(5)　浄化槽設置工事請負契約書の写し（住宅取得契約と別に契約する場合）

(6)　浄化槽設備士の免状の写し

(7)　浄化槽設置者講習会受講済証の写し

(8)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めたときは、補助金の交付決定及びその額を確定し、定住促進住宅取得補助金交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知があった日から30日以内に定住促進住宅取得補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金の返還等）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3)　交付決定者が補助金の交付日から起算して10年未満で市外に転出し、若しくは市内に転居したとき、又はその住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、定住促進住宅取得補助金交付取消通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

３　市長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。

４　市長は、第１項の規定により補助金の返還を命じるときは、定住促進住宅取得補助金返還命令書（様式第８号）により、交付決定者に通知するものとする。

５　第１項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第１号又は第２号に該当する場合は全額を、第３号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1)　１年以内のときは、補助金の全額とする。

(2)　１年を超え２年以内のときは、補助金の10分の９の額とする。

(3)　２年を超え３年以内のときは、補助金の10分の８の額とする。

(4)　３年を超え４年以内のときは、補助金の10分の７の額とする。

(5)　４年を超え５年以内のときは、補助金の10分の６の額とする。

(6)　５年を超え６年以内のときは、補助金の10分の５の額とする。

(7)　６年を超え７年以内のときは、補助金の10分の４の額とする。

(8)　７年を超え８年以内のときは、補助金の10分の３の額とする。

(9)　８年を超え９年以内のときは、補助金の10分の２の額とする。

(10)　９年を超え10年未満のときは、補助金の10分の１の額とする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３２年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

定住促進住宅取得補助金交付申請書

神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱の趣旨等を理解し、同要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　取得した住宅

（１）住宅の種類　　新築住宅　・　建替住宅　・　建売住宅　・　中古住宅

（２）取得額　　　　　　　　　　　　円

（３）取得年月日　　平成　　年　　月　　日

（４）入居年月日　　平成　　年　　月　　日

２　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

（１）市税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（様式第２号）

（２）新規移住者にあっては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税（料）等の納税、納入が確認できる書類

（３）付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図（ただし、中古住宅を購入する場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。この場合においては、課税状況等確認同意書（様式第２号の２）を添付する。）

（４）定住誓約書（様式第３号）

（５）工事請負契約書の写し（新築住宅又は建替住宅の場合）

（６）売買契約書の写し（建売住宅又は中古住宅の場合）

（７）建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（住宅を新築若しくは建替する場合）

（８）代表申請者選任届（共有住宅の場合：様式第４号）

（９）その他市長が必要と認める書類

（10）要綱第４条第３項の規定により補助金の加算を申請する場合は、上記の書類に併せて、要綱第５条第２項各号に掲げる書類

４　注意事項

（１）建売住宅等の購入において、控除すべき用地費が明確でない場合は、当該用地の固定資産税課税客体評価額から算定した時価を控除した額を住宅の取得額とする。

様式第２号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名は自署してください。）

市税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書

定住促進住宅取得補助金交付申請に際し、申請者の下記の市税等の納入状況及び住民登録状況等を担当職員が確認することに同意します。

記

１　市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

２　介護保険料及び後期高齢者医療保険料

３　水道使用料

４　下水道使用料及び下水道事業受益者負担金（下水道事業受益者分担金）

５　個別排水処理施設使用料及び個別排水処理事業受益者分担金

６　公営住宅及び公有住宅の家賃

７　保育所の保育料

８　その他税外収入金

９　住民登録状況

様式第２号の２（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

住宅の所有者（売主）　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名は自署してください。）

課税状況等確認同意書

私は、次の者が行う定住促進住宅取得補助金交付申請に際し、売買を行う住宅が神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱で定める要件に該当することを確認するため、当該住宅に係る課税状況等を担当職員が閲覧及び複写することに同意します。

補助金交付申請者

様式第３号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名は自署してください。）

定　住　誓　約　書

私は、神埼市の住民として10年以上定住することを誓います。

なお、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第９条第１項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第５項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

【説明】

　（補助金の返還等）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3)　交付決定者が補助金の交付日から起算して10年未満で市外に転出し、若しくは市内に転居したとき、又はその住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき。

様式第４号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

代表申請者選任届

定住促進住宅取得補助金の交付について、下記のとおり代表申請者を選定しましたので届け出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表申請者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 住宅建設又は中古住宅購入の契約者（全員） | 住　所 |  |
| 氏　名 | ㊞ |
| 住　所 |  |
| 氏　名 | ㊞ |
| 住　所 |  |
| 氏　名 | ㊞ |
| 住　所 |  |
| 氏　名 | ㊞ |

様式第５号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

申請者　　　　　　　　　　様

神埼市長　　　　　　　　　　　　　㊞

定住促進住宅取得補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件

（１）神埼市補助金等交付規則、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱の遵守

（２）前号に違反する事実が明らかとなった場合、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取消し、既に交付している補助金については返還を命じることがある。

様式第６号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

神埼市長　　　　　　　　　　様

請求者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

定住促進住宅取得補助金交付請求書

平成　　年　　月　　日付け企　第　　　　号で交付決定のあった定住促進住宅取得補助金について、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　円

【振込先】

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 本・支店名 | 本店　・　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

様式第７号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

神埼市長　　　　　　　　　　　　　㊞

定住促進住宅取得補助金交付取消通知書

平成　　年　　月　　日付け企　第　　　　号で通知した定住促進住宅取得補助金について、下記のとおり補助金の取り消しをしたので、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　取消し額　　　　　　　　　　　　円

２　取消しの理由

様式第８号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

神埼市長　　　　　　　　　　　　　㊞

定住促進住宅取得補助金返還命令書

平成　　年　　月　　日付け企　第　　　　号で通知した定住促進住宅取得補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じるので、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱第９条第４項の規定により通知します。

記

１　返還額　　　　　　　　　　　　円

２　返還を命じる理由

３　返還期限　平成　　年　　月　　日まで